

令和2年11月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和2年11月12日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時15分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
○9月定例会、臨時会議事録承認
○教育長報告
○議案第48号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、駒井同課主査、西本同課主任、山田教職員室長、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が11月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の公開／非公開 非公開

9月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第48号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定
に関する意見の申出について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、人事院勧告に基づき、一般職員の期末手当の改定を行うことに
伴い、教育長の給与等に関する条例について所要の改正を行うもので、市議会に議案が上程され
る予定のものとなります。

今年度の人事院勧告に基づき、一般職の期末手当に関しては、0.05月分下がることとなっ
た。現状、「100分の130」と定められている期末手当について、年間で0.05月下げる
ことから、今年度は12月分の期末手当を「100分の125」とし、来年度以降は、6月及び
12月の期末手当をそれぞれ「100分の127.5」とすることとなる。

これに伴い、現行の教育長の給与等に関する条例における期末手当の規定については、一般職
の給与条例を引用しており、そこで「100分の130」と引用元の数字が規定されていること
から、これを今年度は「100分の125」、来年度以降は「100分の127.5」とするも
のである。

一方、教育長に支給される「100分の162.5」という手当については、過去数年の人事
院勧告において、本来であれば上昇していたはずの数字を上昇させていなかったことから、今回
の人事院勧告の減少を踏まえても、未だ低い水準にあること等に鑑みて、他の特別職と同様に、
今回は下げないこととする。

【質疑】 なし

閉会 教育長が11月定例会の閉会を宣言